

参考資料2

児童手当に関して求めている情報の例

児童手当の認定請求書・現況届において、受給資格者、配偶者及び支給対象児童について記載が必要な情報並びに提出が必要な添付書類をとりまとめたもの。

記載項目	受 給 者											添 付 書 類				
	氏名	性別	生年月日	住所 ※1月1日時点の住所が異なる場合は、前住所地も記載要	職業 (被用者・非被用者・公務員)	配偶者の有無	公的年金種別 (厚生年金・国民年金・私学共済・国共済・地共済・その他)	所得額	譲渡所得の有無	扶養親族等の数 ※市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数。左記以外に前年の12月31日に生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数。	個人番号	支払口座	住民票 ※みなし寡婦控除を申請する場合	所得証明書 ※1月1日時点の住所が異なる場合、及びみなし寡婦控除を申請する場合	保険証写し等 ※職業が被用者の場合	その他 (戸籍証明書、申立書等)
認定請求	○	○	○	○	●(※3)	○	○	●	●	○	○	○	●	●	●(※3)	必要に応じて
現況届	○	○	○	○	●(※3)	○	○	●	●	○	—(※1)	—	●	●	●(※3)	必要に応じて

記載項目	配 偶 者							児 童											
	氏名	住所 ※1月1日時点の住所が異なる場合は、前住所地も記載要	職業 (被用者・非被用者・公務員)	個人番号	住民票	所得証明書 ※1月1日時点の住所が異なる場合	保険証写し等 ※職業が被用者の場合	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学	住所	監護の有無	生計関係 (生計同一・生計維持)	個人番号 ※受給者がみなし寡婦控除の適用を申請する場合	住民票 ※受給者と児童の住所が異なる場合	所得証明書 ※受給者がみなし寡婦控除を申請する場合	保険証写し等
認定請求	○	○	●(※3)	○	—	●	●(※3)	○	●	○	○	○	○	○	○	—(※2)	●	●(※4)	—
現況届	○	○	●(※3)	—(※1)	—	●	●(※3)	○	●	○	○	○	○	○	○	—(※2)	●	●(※4)	—

●： 情報連携により確認可能なもの。

※国家公務員等、情報連携で確認できない場合については、添付書類での確認が必要。

【留意事項】

- (※1) 認定請求の際に、受給者及び配偶者の個人番号を取得するため、現況届には個人番号の記載欄を設けていない。
ただし、番号制度開始以前から受給している者等については、現況届に個人番号の記載欄を追加するなどして、取得が必要。
- (※2) 認定請求・現況届ともに、児童の個人番号については、記載欄を設けていない。
受給者がみなし寡婦控除を申請する場合に限り、みなし寡婦控除適用申請書に個人番号を記載させる。
- (※3) 国共済・地共済の被用者等を除き、年金情報連携の本格運用開始後に添付書類の省略が可能となる予定。
- (※4) 令和2年6月改版により添付書類の省略が可能となる予定。